

北九州市景観づくりマスタープラン(改定素案)に関する市民意見と市の考え方

【意見内容】

- 1 改定素案の趣旨や内容に賛意や共感を示す意見
- 2 改定素案に対する修正や反映を求める意見
- 3 景観施策への考えや配慮を求める意見(提案・要望)
- 4 その他の意見(質問)

【対応方向】

- ① 改定素案に掲載済み
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他(質問・提案・要望)

1 「これまでの取組と課題」に関するもの

No.	意見の概要	市の考え方	意見内容	対応方向
1	市民の景観形成に対する認識において、「約70%が以前より景観が良くなった」と回答していますが、これは前回のマスタープラン策定前に比べて良くなったと考えていいのでしょうか。このアンケートは何人規模のものですか。	アンケート回答時点を基準に、以前と比較して景観がよくなったと感じている回答者の割合を示しています。 このアンケート調査は毎年、総務局が市内に居住する20歳以上の男女個人3,000人を対象に実施しています。	4	④
2	現行マスタープランの「10年間の取組評価」の結果をどのように考えていますか。また、国や他都市との比較ではどうでしょうか。	現行マスタープラン策定後10年間の取組により、①市民の景観形成に対する認識では、「以前に比べて景観が良くなった」と思う市民の割合が約7割と多いこと、②景観法に基づく届出等では、マスタープラン策定後、年約126件、累計1,136件の実績を積み重ね、良好な景観形成に寄与してきたこと、③景観アドバイザー制度の実績を重ね、質の高い景観形成に寄与してきたなど、景観の向上に一定の効果を果たしたと考えています。 また、国や他都市との比較については、国は景観施策を直接実施していないこと、他都市は同じ基準での比較可能なデータが公表されていないことから、比較しておりません。	4	④
3	現行マスタープランにおける課題が、今後の取組にどの様に反映されるのかを分かりやすく表現したほうがいいと思います。	現行マスタープランの課題は、p4-5「6これまでの取組と課題」として改定マスタープランの4つの基本姿勢（「知る」「守り・創る」「担う」「高める」）ごとに整理しています。 その対応は、p35「実施に向けた取組(まとめ)」に掲げた取組ごとに、どの基本姿勢の課題に対応するものかを示しています。	2	①

2 「見直しの視点」に関するもの

No.	意見の概要	市の考え方	意見内容	対応方向
4	<p>我が市の特徴は二面性、混雑性(こんこうせい)にあると認識しています。多くの表情を持つ街だからこそ、この街の豊かさを市外の人に伝えていくことは時間がかかりますが、地道にあらゆる方面からこの街の豊かさを伝えていく、その上で景観は重要な要素であると思います。</p> <p>今回の「見直しの視点」の4つのアプローチはその本市の特徴をより強固なものにし、市外の人にメッセージを伝え、市内居住者にとってより快適な街になることへのより良い方向性を提示していると感じました。今後益々景観に重点を置いた行政を期待しています。</p>	<p>ご意見のとおり、魅力的な都市景観は街の豊かさや地域のアイデンティティの重要な要素となるものです。</p> <p>今後も、改定素案に掲げた実現に向けた取組を着実に実施するとともに、関係者や関係部局と連携することにより、魅力的な都市景観の形成を図っていきます。</p>	1	③
5	<p>立地適正化計画において誘導区域の設定を行い誘導を図っているところではありますが、届け出制度なので有効性が疑問です。不動産取引の中で、誘導区域内外で土地の価値が全く違うようになってくれば、この制度はどんどん進んでいくのだと思います。誘導の支援策として、誘導区域内外で明暗ある都市機能整備づくり・景観づくりを進めてほしいです。</p>	<p>本市では集約型都市構造への転換等を図っていくための計画である「立地適正化計画」を定めています。</p> <p>改定素案では、この立地適正化計画の居住誘導区域を「街なかゾーン」と位置付け、「地域の景観資源を活かし、まちの活力が感じられる賑わいのある景観形成を図っていく」こととしております。</p> <p>具体的な取組として、改定素案では都市計画マスタープランに示す地域拠点2拠点について、新たに景観重点整備地区指定を検討することを掲げました。</p> <p>今後も、都市計画施策と連携をしながら、魅力的な都市景観の形成に取り組んでいきます。</p>	3	③

3 「景観形成の基本方針」に関するもの

No.	意見の概要	市の考え方	意見内容	対応方向
6	<p>国内有数のカルスト台地平尾台は、北九州国定公園の一画にあり、天然記念物にふさわしく、北九州市が誇るべき景勝地です。一方で景観の保全上、懸念されることがありますので、以下の事項を実施し、守られていくことが重要です。景観づくりマスタープランに反映されるようお願いいたします。</p> <p>①各種の開発計画のため、開発規制を緩和して欲しいとの事業者等からの要望である。基本的には極力開発計画は認めず、線引きを変更しない。</p> <p>②人工的な構築物は必要最小限とする。</p> <p>③野生生物への影響も考慮し、ゴミ箱は今後設置せず、持ち帰りの啓発を行い、大型ごみ不法投棄の恐れがあることに留意する。</p> <p>④国定公園内からのみではなく、周辺の県立自然公園内で起きる開発計画の情報をいち早く把握し、管理する福岡県との協議により、景観保全を行わねばならない。</p>	<p>平尾台はカルスト台地など特徴的な自然環境を有しており、昭和47年に自然公園法に基づく国定公園等の指定がなされ、その保全が図られているところです。</p> <p>改定素案では、「第3章 景観形成の基本方針」の自然・田園ゾーンにて「特色あるカルスト台地など山地の自然景観を保全する」ことを記載し、「第5章 景観づくりマスタープランの実現に向けた取組」の緑地・自然景観の保全にて「緑豊かで雄大な自然景観においては、風致地区や自然公園区域の指定によりその景観の維持を図る」と記載しています。</p> <p>なお現在、国において太陽光発電を建設する事業者が遵守すべき事項や努力すべき事項を盛り込んだ「事業計画ガイドライン」を策定し、事業者に対しガイドラインに基づく環境保全や景観への配慮等の対応を求めています。（これに違反した事業者には関連法に基づく改善命令や認定取消の措置が行われることとなります。）さらに、太陽光発電の「環境影響評価法（いわゆるアセス法）」の対象事業への追加について検討が進められています。</p> <p>今後、これらの動きを注視し、福岡県や関係部局と連携しながら、平尾台の自然環境の保全に取り組んでいきます。</p>	2	③
7	<p>北九州市にとっての観光資源となる、平尾台を守り、より多くの人に知ってもらうために、広報より前に行う事があると考えます。</p> <p>都市景観の保護という観点から、平尾台に乱立されつつあるソーラーパネルに対する保護法が必要と考えます。</p>	<p>今後、これらの動きを注視し、福岡県や関係部局と連携しながら、平尾台の自然環境の保全に取り組んでいきます。</p>	2	③
8	<p>小倉南区に位置する国定公園・国の天然記念物であるカルスト台地「平尾台」は、日本有数の景観を誇る、本市の代表的な景勝地です。昨年は国家戦略特区に指定され、その景観を求めて国内外から観光客が訪れており、その自然景観を保つことの重要性はますます高まっていると考えられます。</p> <p>平尾台は数年前から太陽光発電所の設置工事が行われています。その三カ所あるうちの二カ所は「福岡県自然公園条例第25条」に定められた「1000㎡以上の開発は届出を提出」を怠ったまま太陽光発電所を設置し、無届状態で2年間運用していました。</p> <p>マスタープランの改定素案には「景観形成の基本姿勢・市街地の背景に広がる緑豊かな山並みの自然景観や人と自然が共生する田園景観を保全」とあるにも関わらず、この姿勢に逆行するような、しかも地域の誰もが納得していないものを野放しにすることは、北九州市の景観づくりが実態のないものであると感じざるを得ません。</p> <p>この平尾台における太陽光発電の乱開発に関しては北九州市議会環境水道委員会にも陳情しておりますが、景観問題の一つとしてぜひマスタープランでも取り上げていただきたいと思っております。平尾台の景観を守るためにも基本姿勢に沿った環境保護を実施していただきたい。</p>		2	③

3 「景観形成の基本方針」に関するもの(続き)

No.	意見の概要	市の考え方	意見内容	対応方向
9	<p>私も平尾台の自然景観は観光資源として大切に守っていきたいと考えている一人ですが、最近では草原や森林を伐採して太陽光発電所を設置されています。</p> <p>北九州市の国家戦略特区のねらいとして「豊かな自然環境を活かした特区民泊などの取り組みにより、国内外のインバウンドの拠点形成を目指す」とあります。</p> <p>他には例のない平尾台のような豊かな自然環境、景観はしっかりした条例や取り組みで守っていかねばならないと感じています。</p>	(No. 6に同じ)	2	③
10	<p>曾根干潟は北部九州では最大の広さの干潟であり、野生生物にとっては、貴重な生息場所となっています。北九州市にとっても、生物多様性の最も重要な場所です。景観の保全上、以下の事項を実施し、守られていくことが景観保全上重要ですが、景観づくりマスタープランに反映されるようお願いいたします。</p> <p>①開発を規制できる鳥獣保護区特別保護地区やラムサール条約登録湿地として指定されることが曾根干潟の景観保全上重要であり、北九州市はそれに向けて尽力しなければなりません。</p> <p>②曾根干潟に計画されている風力発電計画が実施されれば、干潟のメカニズムにも影響が起きると推測されるため、注視する必要があります。</p>	<p>ご指摘のとおり、曾根干潟は希少な動植物が生息する生態系が形成されている全国的にも貴重な干潟であると認識しております。</p> <p>ご意見を参考として、p23の自然・田園ゾーンの基本方針である「特色あるカルスト台地などの山地や貴重な自然海岸などの自然景観を保全します。」を「特色あるカルスト台地などの山地や豊かな生態系が形成される曾根干潟の自然海岸など、自然景観を保全します。」に修正します。</p> <p>なお現在、国において風力発電を建設する事業者が遵守すべき事項や努力すべき事項を盛り込んだ「事業計画ガイドライン」を策定し、事業者に対しガイドラインに基づく環境保全や景観への配慮等の対応を求めています。今後、関係部局と連携しながら、事業計画等を注視していきます。</p>	2	②

4 「景観づくりマスタープランの実現に向けた取組」に関するもの

No.	意見の概要	市の考え方	意見内容	対応方向
11	P29-34の「景観づくりマスタープランの実現に向けた取組」が実現されることを願っております。	改定素案に示した「景観づくりマスタープランの実現に向けた取組」を着実に進めることにより、本市の都市景観の魅力をさらに高め、景観づくりの理念である歴史、ものづくり、自然、そして人々が輝く景観を目指していきます。	1	①
12	成果指標として定量的な評価方法が難しいと思いますが、市民が納得できるような取組をしていただき、何年後かわかりませんが、市民が誇れる「景観都市」になることを期待しています。		1	①
13	福岡県建築士会北九州支部と山口県建築士会下関支部は、長年、関門景観づくりに取組んでおりH25年都市景観大賞（国土交通大臣賞）を受賞している。事業者団体は景観づくりの主体のひとつであり、この度、新たな取組みとして、事業者団体や学術機関など多様な主体の参画促進が加えられたことは、北九州市の景観づくりをさらに促進し、厚みのあるものにしていくものと思う。	地域の景観づくり活動を促進していくには、地域に根差した活動を実施する事業者団体や大学などの専門家による参画が重要であると考えています。 今後、多様な主体の参画が促進されるよう支援や取組を実施していきます。	1	①
14	折尾地区の景観重点整備地区への追加を検討することですが、折尾地区は現在は市内有数の学生の町となり、活気にあふれており、南側は堀川沿いを中心として、風情あふれる「昭和の町」が残っています。 再開発でかなり違う街になるでしょうが、この両輪がうまく融合された新しい折尾の景観が生まれれば良いと思います。	折尾地区の地域特性を生かした良好な景観形成が図られるよう、景観重点整備地区の指定など景観誘導の方策について検討を進めます。	1	①
15	小倉城や八幡製鉄所の溶鉱炉がライトアップされ、最近では北九州市の夜間景観の魅力が向上していると思います。 若戸大橋もライトアップされると聞いています。門司港レトロ地区も魅力的です。 それぞれの場所の、夜間景観の面的な広がりが進めば、北九州市の景観がより一層人を惹きつけるものになると期待しています。	本市では、小倉城をはじめとする主要な景観資源のライトアップによる魅力的な夜間景観の形成に取り組んでいます。 本年10月には「日本新三大夜景都市」に本市が初めて認定され、都市ブランド向上への期待が高まっているところです。 今後も市民や本市への来訪者にとって魅力的な夜間景観づくりを進めるため、関係者や関係部局と連携し、積極的に取り組んでいきます。	1	①
16	屋外広告物条例は基本的には広告の大きさを規制するものですが、看板も沢山あれば都市景観を猥雑にしてしまいますので、許可不要のものでも色彩や文字の大きさについての規制も加えて欲しいです。	屋外広告物は、都市景観を形成する重要な要素であり、屋外広告物条例に基づき景観計画に適合するデザインとなるよう指導助言を行っています。 今後、改定素案の「実現に向けた取組」の「景観ガイドライン（推奨基準）の検討」において、ご意見を参考にさせていただきます。	3	④



5 「その他」の意見

No.	意見の概要	市の考え方	意見内容	対応方向
17	<p>現行のマスタープランの目標年次はいつですか。</p>	<p>現行のマスタープランは、平成20年(2008年)に策定され、目標年次を策定後10年の平成30年としています。</p>	4	④
18	<p>現在、風力発電と太陽光発電は急速に普及しているが、クリーンなイメージがある反面、近年その設置場所によっては、自然破壊につながる事例や、野生生物への悪影響、そして景観を損ねる事例が多く報告されている。自然エネルギーとの共存のためにも、北九州市独自のガイドラインにより、景観への影響が回避されなければならないが、景観づくりマスタープランに反映されるようお願いいたします。</p>	<p>現在、国において太陽光発電又は風力発電を建設する事業者が遵守すべき事項や努力すべき事項を盛り込んだ「事業計画ガイドライン」を策定し、事業者に対しガイドラインに基づく環境保全や景観への配慮等の対応を求めています。(これに違反した事業者には関連法に基づく改善命令や認定取消の措置が行われることとなります。) 今後、本市としては、事業者がガイドラインの遵守を徹底するよう関係部局との連携を図っていきます。</p>	2	③
19	<p>以前、平尾台の北九州国定公園内にて木の伐採や石灰岩の粉砕痕を見つけた際、許可が下りているものなのか確認を取るためにどこに問い合わせをすればよいのかわからなかった。 今後、景観を保護するにあたって、環境の破壊・不法投棄・保護区域内へのオフロードバイクや車の乗り入れなどについて市民からの通報は大事な力になります。その際、どこに連絡をとればスムーズなのでしょうか。 ホームページに記載するなどして、分かりやすいものにしていただきたい。</p>	<p>国定公園では、工作物の新築、木竹の伐採などが制限されており、行為を行う場合には事前に自然公園法又は福岡県立自然公園条例に基づく許可又は届出が必要となっています。 国定公園内でお気づきの点がございましたら、福岡県環境部自然環境課までお尋ねください。 (TEL) 092-643-3369 (URL) <a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sizenkouenkisei.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sizenkouenkisei.html</a>  また、不法投棄等にお気づきの際は、北九州市生活環境パトロールまで通報ください。必要に応じ、関係機関が対処いたします。 (TEL) #7374 または 093-582-2428 (URL) <a href="http://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/file_0138.html">http://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/file_0138.html</a></p>	4	④